

令和2年5月22日

### 一時利用施設の貸館について(お知らせ)

令和2年5月21日に兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域(特定警戒都道府県)の指定が解除されたことに伴い、会議室等(多目的ホールを含む。)の貸館を令和2年5月25日(月)から再開いたします。

なお、利用団体におかれましては、下記の点に留意し、感染防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

- (1)十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。
- (2)講義等を行う場合は、講演者による飛沫感染防止のため、講演者と客席との間の距離を(できるだけ2mを目安に(最小1m))確保すること。
- (3)マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- (4)入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- (5)利用客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

以上

株式会社エーリック